

## 返金制度について

### ◆返戻金制度に関する事項

無期雇用労働者について、自己都合若しくは採用決定者の就業規則に基づき解雇に至った場合、入社後 1 ヶ月から 3 ヶ月の間に退職した場合は、代わりとなる人材を無償で紹介、もしくは紹介手数料の一部を返還する。

例) 1 ヶ月以内 50%、2 ヶ月以内 25%、3 ヶ月以内 10%

※ 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。